

# 志太広域事務組合新環境管理センター整備・運営事業に係る 低入札価格調査マニュアル

## 1. 目的

志太広域事務組合新環境管理センター整備・運営事業に係る低入札価格調査マニュアル（以下「本マニュアル」という。）は、新環境管理センター整備・運営事業において契約の内容に適合した履行がなされないおそれの排除及び公正な取引の秩序の確保等に資するため、「志太広域事務組合新環境管理センター整備・運営事業に係る低入札価格調査取扱要領（以下「取扱要領」という。）」にもとづき低入札価格調査を実施する際の調査方法及び内容等を定めたものである。

## 2. 適用対象

本マニュアルは、調査基準価格を下回った最優秀提案者（以下「調査対象者」という。）に対して適用する。

## 3. 調査方法

1. 本マニュアルに基づく調査（以下「本調査」という。）は、開札を行った日から実施することとし、可及的速やかに調査対象者からの事情聴取、関係機関等への照会等の調査を完了すること。
2. 志太広域事務組合（以下「組合」という。）は、本調査を下記の手順で実施するものとする。
  - ① 落札の決定を保留した段階で、②に定める失格の場合を除き、入札者に対し、本調査の対象である旨を通知する。ただし、調査対象者が組合の指定した期日までに別紙12に定めた意向確認書を提出し、組合管理者がこれを受理した場合は、当該調査対象者の入札を無効とする。
  - ② 組合は調査対象者の入札価格が、取扱要領に定める失格判断基準となる価格を下回っていないか確認する。下回る価格があった場合、当該調査対象者は失格とする。そうでない場合は、調査対象者に対し、③に定める調査を実施する。
  - ③ 調査対象者に対し、設計・建設業務または運營業務の内、低入札価格調査の対象となった業務に係る資料（別紙1～11）を、組合が指定する期日（低入札価格調査対象となる旨の通知をした日から起算して7日以内とする。ただしこの期間に休祝日が含まれる場合には、その日数は算入しない。）以内に、組合管理者あてに入札の責任者（代表企業の代表者または代理人）から提出するように通知する。なお、設計・建設業務及び運營業務の両方が低入札価格調査の対象となった場合、資料は各業務別に提出させる。
  - ④ 資料の受領後、本マニュアル「4. 調査内容」に基づき事情聴取を行う。事情聴取は、入札の責任者から行う。なお、事情聴取日は組合が指定する。
3. 本調査の実施に際し、本マニュアルで定める資料が組合の指定する期日以内に提出されない場合は、入札を無効とする。

#### 4. 調査内容

本調査においては、取扱要領第9条における調査内容のうち、下表の内容について調査を行うものとする。

項目		
1	当該価格で入札した理由 積算内訳書	別紙 1 の 1 別紙 1 の 2
2	契約対象業務に関連する手持ち業務の状況	別紙 2
3	契約対象業務の実施場所と入札者の事業所・倉庫類との関連 (地理的条件)	別紙 3
4	手持ち資材の状況	別紙 4
5	資材購入先予定及び購入実績等	別紙 5
6	手持ち機械数の状況 リース機械数の状況	別紙 6 の 1 別紙 6 の 2
7	労務者の具体的供給の見通し	別紙 7
8	下請契約予定者	別紙 8
9	過去に受注した同種の官公庁発注業務名及び発注者	別紙 9
10	建設副産物の搬出予定	別紙 10
11	その他（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況等の信用状態）	
12	低入札価格調査結果報告書	別紙 13

※別紙2～8については、経費の削減理由に該当する様式のみ提出すること。

※別紙10については、運營業務のみが低入札価格調査の対象である場合、提出不要。

※別紙13は、組合により作成。

調査とは別に、必要に応じて下記書類の提出を求める。

13	確約書	別紙 11
14	意向確認書	別紙 12

※本調査を受ける場合は別紙11、本調査用の書類が提出できない場合は別紙12の提出が必要である。

- 1 当該価格で入札した理由及び積算内訳書（別紙1の1、1の2）  
当該入札価格で入札説明書等により求める内容の履行が可能かを確認する。
  - (1) 金額の内訳について詳細な記載があるかとともに、当該価格で入札した理由を、労務費、手持ち業務の状況、手持ち機械の状況、過去において受注・履行したし尿処理施設または汚泥再生処理センターに関連する業務、再委託を行う場合相手方の協力等の面から記載されているか確認する。設計・建設業務については、設計費と建設費を分けて記載されてあるか確認する。
  - (2) 調査対象者が入札した価格で契約の履行が可能となる理由の具体的な記載があるか等とともに、理由ごとに、その根拠となるべき以下の別紙の番号が付記されているか確認する（書式によっては調査対象者が入札した価格で契約の履行が可能な理由が説明できない場合は、本書式又は添付書類において説明を行うものとする。）。
  - (3) 業務の実施に必要な費目との対応関係が不明確な「値引き」、「調整額」、「お得意様割引」等の名目による金額計上は認めない。
  - (4) 別紙1の2の記載内容については、提案書の様式第9号または第14-7号の内容と矛盾がないか確認する。
- 2 契約対象業務に関連する手持ち業務の状況（別紙2）
  - (1) 契約対象工事及び手持ちのし尿処理施設、汚泥再生処理センター等の工事の状況から経費の節減が可能か確認する。
  - (2) 建設工事以外の業務について、手持ちの業務等の状況から経費の節減が可能か確認する。
- 3 契約対象業務の実施場所と入札者の事業所・倉庫類との関連（地理的条件）（別紙3）
  - (1) 監督業務及び資機材運搬・管理等において、地理的状況をかんがみ、経費等の節減が可能かどうかを確認する。
  - (2) 緊急時の対応等、安全管理に支障がないかを確認する。
- 4 手持ち資材の状況（別紙4）  
手持ち資材を当該業務で活用している場合は、その数量、活用方法及び保管状況を写真等で確認するとともに、低価格との関連性について調査する。  
**【関連性の具体例】**
  - (a) 仮設鋼矢板及び支保材、足場材、その他2次製品の活用をする。
  - (b) コンクリート用型枠等を活用する。
  - (c) 安全管理資材を保有している。
  - (d) 契約対象業務に関連する手持ち資材の活用に優位性がある。
- 5 資材購入先予定及び購入実績等（別紙5）  
当該業務で使用する資材について、低価格での調達が可能としている場合、その根拠を、過去の購入実績等により確認する。確認できない場合は、取引先の意向を確認する。  
**【根拠の具体例】**
  - (a) 手形取引でなく現金決済による値引きが可能である。
  - (b) 系列会社あるいは協力会社からの取引が可能である。
  - (c) 永年にわたる取引がある
- 6 手持ち機械数の状況及びリース機械数の状況（別紙6の1、6の2）  
以下の内容及び、低価格との関連性について調査する。
  - (1) 別紙6の1において、調査対象者が所有している当該業務の履行に必要な機械が記載されているか、また実際に確保されているか所属等を証する資料等で確認する。工費縮減効果の高い機械については写真等の添付を確認する。

- (2) 別紙6の2において、調査対象者が直接機械のリースを受けている、または受けようとする場合、予定業者についての記載を確認する。「リース元名」の「入札者との関係」の欄には、調査対象者と機械リース予定業者との関係についての記載と、取引年数が括弧書きで記載してあるか確認する。

【関連性の具体例】

- (a) 手持ちの重機械等の活用が可能であり、損料計上が優位にある。  
(b) 資産償却が終わっており、損料が不要となる。  
(c) 系列会社からの取引、又は永年にわたり取引がある。

7 労務者の具体的供給の見通し（別紙7）

- (1) 労務者について、確保状況によって適切な施工が可能かを確認する。  
(2) 労務者について、調査対象者の者を従事させることとなる場合には、名簿の提出を求め、雇用関係の確認は健康保険証等の写しにより行う。  
(3) 下請予定業者等について低価格での労務者の確保が可能としている場合、その根拠を、当該業者の作成した見積書等により確認する。確認できない場合は、組合が当該業者の意向を確認する。  
(4) 下請予定業者等に対し、業務の品質及び安全確保等のための方策を立てていることを確認する。

8 下請契約予定者（別紙8）

下請予定業者について、別紙7及び提案書の様式第12-3号の内容と齟齬がないか確認する。

9 過去に受注した同種の官公庁発注業務名及び発注者（別紙9）

官公庁が発注し、平成18年度以降に完了したし尿処理施設または汚泥再生処理センターに関連する業務について調査を行う。

- (1) 過去に受注した官公庁発注業務の記載について内容の確認を行う。  
(2) 低入札価格調査対象となった実績があれば報告させ、その内容について確認するとともに、工事成績評定通知書の写しの提出を求め、工事成績評定点を確認する。

10 建設副産物の搬出予定（別紙10）

- (1) 建設発生土等、建設副産物の搬出予定地の確保等が組合の要求内容に合致しているかを確認する。  
(2) 適正な処理を行っている搬出地を選定しているかを確認する。（処理価格も含む）

11 その他

建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況等の信用状態について確認、調査を行う。（記載方法は自由）

12 低入札価格調査結果報告書（別紙13）

組合は提出された資料及び調査結果をまとめ、調査対象者と契約を締結した場合、履行可能か否か等の意見を添えて、志太広域事務組合低入札価格調査審査委員会へ報告する。

5. 契約後の取扱い

本調査を実施した設計・建設業務及び運營業務において、履行可能と判断し契約した場合は、本調査で提出させた資料及び調査記録を監督員他各担当に引き継ぐとともに、取扱要領により対応する。